

# 長崎県国際理解教育研究会会則

## 第1章 名 称

第1条 この会は「長崎県国際理解教育研究会」と称する。

## 第2章 目 的

第2条 この会は、国際理解教育の充実・発展に寄与すること、ならびに海外子女教育及び帰国子女教育・外国人子女教育の普及と振興を目的とする。

## 第3章 事 業

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 国際理解教育に関する研究とその普及・啓発の推進。
- 2 海外子女教育、帰国子女教育ならびに外国人子女教育に関する研究推進。
- 3 在外教育施設に派遣あるいは派遣希望される教員への助言と支援。
- 4 会員教師相互の親睦と交流。
- 5 全海研本部、関係諸機関、研究団体との連携強化。

## 第4章 事 務 局

第4条 この会の事務局を事務局長の所属する学校に置く。

## 第5章 会 員

第5条 この会の会員は、長崎県内に勤務または在住する在外教育施設派遣教員で、この会の趣旨に賛同するものとする。

の2 派遣教員以外でも、この会の趣旨に賛同するものは、会員となることができる。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

## 第6章 役 員

第7条 この会は次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名 (長崎・県北・県央島原の3支部単位とする)
- 3 事務局 若干名
- 4 研究・編集部 若干名
- 5 会計部 若干名
- 6 理事 若干名 (長崎・県北・県央島原の3支部に支部長をおく)
- 7 監査 若干名

長崎地区(長崎市・西海市・五島市・西彼・南松)

県北地区(佐世保市・平戸市・松浦市・壱岐市・対馬市・東彼・北松)

県央・島原地区(諫早市・大村市・島原市・雲仙市・南島原市)

第8条 役員は、総会によって選ばれる。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会を召集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
- 3 事務局は、この会に関する事務を総括する。
- 4 研究・編集部は、この会の研究推進・会報作成及びホームページの作成・更新に関する事務を担当する。

- 5 会計部は、この会の会計事務を担当する。
- 6 理事は、この会の支部会運営を担当する。
- 7 監査は、この会の会計を監査する。

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

第11条 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

## 第7章 顧問

第12条 この会には、顧問をおくことができる。

## 第8章 会議

第13条 この会の会議は次の通りとする。

- 1 総会
- 2 長崎県国際理解教育研究大会
- 3 国際理解教育セミナー
- 4 理事会

第14条 総会は原則として年1回夏期休業中に開催し、この会の最高決議機関とする。ただし、緊急の場合は理事会をもって総会にかえることができる。

第15条 国際理解教育セミナーは、原則として年1回（毎年2月第4土曜日）開催し、派遣希望者への説明、派遣教員の帰国報告ならびに本研究会の研究成果の発表の場とする。  
の2 長崎県国際理解教育研究大会は、原則として年1回（毎年7月第4金曜日）総会と併せて開催し、派遣教員の帰国報告ならびに本研究会の研究成果の発表の場とする。

第16条 理事会は会長、副会長、事務局、研究・編集部、会計部、理事、監査、顧問によって構成され、必要に応じて会長が召集する。役員会では、この会の重要事項を審議する。

## 第9章 会計

第17条 この会の経費は、会員の会費その他をもってあてる。

第18条 会費は、年会費2,000円とする。（派遣経験のない賛助会員は会費1000円とする。）

第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

- 1 この会則は、平成17年6月18日より実施する。
- 2 この会則は、平成20年8月2日より実施する。
- 3 この会則は、平成28年7月22日より実施する。
- 4 この会則は、令和3年7月24日より実施する。
- 5 この会則は、令和5年7月29日より実施する。
- 6 この会則は、令和6年7月20日より実施する。